

★ 広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第五十号）
（経営企画チーム）

広島県行政機関設置条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第二十八号）の施行期日は、令和七年七月二十二日とすることとした。

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。
- 2 広島県広島港湾振興事務所を耐震性のある施設に移転させることに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年七月二十二日